

# バリアフリー新法の構造及び設備基準

## 構造及び設備に関する基準

- ・駐車場法、駐車場法施行令及び駐車場法規則に定めるもの
- ・幅が350cm以上の車いす使用者用駐車施設を一以上設けること
- ・車いす使用者駐車施設の表示をすること
- ・車いす使用者駐車施設から道、公園、広場等までの経路をできるだけ短くなる位置に設置すること
- ・傾斜路を併設する場合を除き、経路上に段を設けない
- ・経路の出入口の幅は80cm以上とすること
- ・経路上の通路は、幅120cm以上で、50cm以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること
- ・経路上の傾斜路は、幅が120cm以上で、段に併設する場合は90cm以上とすること
- ・傾斜路の勾配は1/12を超えないこと。高さが16cm以下の場合は1/8を超えないこと
- ・高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内毎に踏幅が150以上の踊場を設けること
- ・勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超えかつ勾配が1/20を超える傾斜がある場合は手すりを設けること